

女性活躍に関する行動計画（JR 高崎鉄道サービス株式会社）

女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）

2 目標

- （1）従業員に占める女性従業員の比率を20%とする。
- （2）従業員の年次有給休暇の取得率を95%とする。

3 取組内容・実施時期

- （1）継続した環境整備を推進し、女性社員の職域拡大を進める。 令和3年4月～
- （2）従業員に継続した年次有給休暇の取得態勢 令和3年4月～